

提案書を特定するための基準
【子育て世代包括支援センター周辺整備工事】

(1) 提出者の技術力

評価項目	評価の着目点			配点	
	区分	内訳	判断基準		評価の ウェイト
提出者の 技術力	管理技術者 の能力 (設計)	資格	管理技術者の資格の内容を資格評価表により評価する。	5	10 (10.0%)
		経験 実績	管理技術者の実績について、実績について、次の順で評価する。 ①同種業務 ^{※1} の実績がある。 ②類似業務 ^{※2} の実績がある。	5	
	配置予定技 術者の能力 (工事)	資格	配置予定技術者の資格の内容を資格評価表により評価する。	5	10 (10.0%)
		経験 実績	配置予定技術者の実績について、次の順で評価する。 ①同種業務 ^{※1} の実績がある。 ②類似業務 ^{※2} の実績がある。	5	
小計(1)					20 (20.0%)

- ※1 同種業務とは市等^{※3}から受注した公園^{※4}、緑地^{※5}又は広場^{※6}における新設の設計業務又は工事（増設、修正設計は対象外）
- ※2 類似業務とは市等^{※3}から受注した公園^{※4}、緑地^{※5}又は広場^{※6}における新設以外の設計業務又は工事（増設、修正設計も対象）
- ※3 市等とは、国、都道府県、市区町村、事務組合とする。
- ※4 公園とは、主として住民の戸外における休息、鑑賞、運動、その他のレクリエーション及び非常時における避難の用に供するために設ける。原則として平坦地であり、整形な公共空間とする。
- ※5 緑地とは、都市における自然地の保全、都市環境の整備若しくは改善、災害の防止、地域相互の緩衝、緊急時における避難又は主として快適な通行の用に供するために設ける公共空地で、土地の傾斜が30度を超えないものとする。
- ※6 広場とは、主として集会、行事等住民相互の交流、都市美の増進、又は都市の象徴若しくは記念の用に供することを目的として設ける公共空地で、土地の傾斜が15度を超えないものとする。

提案書を特定するための基準
【子育て世代包括支援センター周辺整備事業】

(2) 技術提案の評価

評価項目	評価の着目点		配点 (評価の ウェイト)
		判断基準	
技術提案 の評価	全体 コンセプト	次の着眼点を設定し、5段階評価 ① 子育て世代の親子やその祖父母など、子どもから高齢者までの多様なニーズの利用者が憩える場となっている。 ② 主に就学前の児童（6歳まで）が発想力を磨き、多様な手段で遊ぶことができる遊び場となっている。 ③ 隣接する海岸等の自然豊かな環境を利用した土地活用となっている。 ④ 主に子育て世帯や園児が利用し、地域や子育て親子の交流が見込める農園となっている。 ⑤ 事故防止に対する意識や事故防止機能の向上が見込める施設配置と整備計画となっている。 ⑥ 限られた予算内で最大の効果を発揮できる提案となっている。	30 (30.0%)
	施設の 機能性	次の着眼点を設定し、5段階評価 ① 子育て広場において、遊び場として特徴的な仕掛けがされている。 ② 周辺修景や周辺施設との調和に配慮したデザインとなっている。 ③ 休憩施設（東屋）の配置について、日照時間の利用に対する配慮がされている。 ④ 潮風や強風を考慮した農園の配置となっている。	20 (20%)
	維持管理	次の着眼点を設定し、5段階評価 ① 各施設の部材の耐久性が高く、ランニングコストが低い。 ② 部材の部分的な交換、修繕が容易。	10 (10%)
	地域貢献	次の着眼点を設定し、5段階評価 ① 市内の業者や部材の活用など地域貢献が見込まれる。 ② 本業務の履行に際して提案者が優位と考えられる点、アピールポイント等がある	10 (10%)
小計(2)			70 (70.0%)

(3) 価格評価

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		評価の ウェイト
価格評価	業務価格	以下の式に従って評価する。 (最低提案価格/応札価格)×10 ※点数は小数点第三位で四捨五入を行う。	10	10 (10.0%)
小計(3)			10	(10.0%)

(4) 合計点

小計(1) + 小計(2) + 小計(3)	100 (100.0%)
-----------------------	-----------------